



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.78

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <http://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp



施行待ちの改正

令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正④

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立し、段階的に施行されることになっています。今回は、**令和4年10月**から施行される「育児休業の見直し(分割取得)」と「出生時育児休業の創設」の概要を紹介します。

.....「**育児休業の見直し(分割取得)**」と「**出生時育児休業の創設**」の概要.....

育児休業について、分割取得を可能とする改正が行われ、**育休とは別に**、出生時育児休業(産後パパ育休)が**創設**されます。その概要は次のとおりです。★この期間、お母さんは産前産後休暇中なのでパパ限定となります。

	育児休業		出生時育児休業
	現行	令和4年10月から	令和4年10月から
対象期間等	原則子が1歳(最長2歳)まで		子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申出期限	原則1か月前まで		原則休業の2週間前(一定の場合、1か月前)まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能(取得の際にそれぞれ申出)	分割して2回取得可能(初めにまとめて申し出ることが必要)
休業中の就業	原則就業不可		労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能
1歳以降の延長	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定	育休開始日を柔軟化	
1歳以降の再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に限り再取得可能	

★次号以降、育児休業の1歳以降の延長、出生時育児休業の休業中の就業を取り上げます。この改正については、就業規則(育児・介護休業規程)の整備が必要となります。ご質問等があれば、気軽にお声掛けください。

新型コロナ特別措置

国民健康保険被保険者の傷病手当金申請

国民健康保険と、社会保険の大きな違いの一つは、**傷病手当金・出産手当金**の有無です。この二つの給付は、働けない期間の所得補償給付であり、通常、国民健康保険では対象外です。現在は、社会保険未加入で国民健康保険加入の短時間勤務の方でも、**新型コロナ感染**で欠勤した場合に限り、傷病手当金の申請が可能となっています。社保に加入していない従業員の方がコロナに感染症した際は、従業員お住いの市区町村にご確認下さい。



.....**新型コロナウイルスにまつわるQ&Aをご活用ください**.....

厚生労働省では、「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」を公表しています。随時更新されていますが、令和4年1月26日時点版において、解雇、雇止めに関する問が更新されています。この問は、「新型コロナウイルスワクチンの接種を拒否した労働者を、解雇、雇止めすることはできますか?」というもの。濃厚接触者や、職場復帰など、迷う事も多いかと思しますので、参考にして下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q1
 検索ワード「新型コロナウイルス Q&A 企業向け」



国民年金の2年前納は 金利 4%以上の効果?! ゆうちよの金利は0.002%

二十歳を迎えると、無収入の学生であっても国民年金の納付書が届きます。親が支払った場合は、親の社会保険料控除に加えることが出来ます。この時期に毎年お知らせしておりますが、国民年金保険料は、前納すると割引があり、その効果は預金金利を大きく上回ります。1月21日発表の国民年金保険料の月額、令和4年度16,590円、令和5年度16,520円に決定しました。

2年前分納の場合（令和4年4月～令和6年3月分）

口座振替：381,530円→15,790円割引 クレジットカード：382,780円→14,540円割引

40万円定期預金に預けているよりも、国民年金を2年前分納するのがお得ですね。2年前分納には毎年期限があります。今年2月末日まで。現金での前納に限り4月末日までとなります。

※前納制度は2年のほか、6カ月・1年もありますので、気になる方はお問い合わせください。

改正予定

令和4年度税制改正の大綱を閣議決定 賃上げに係る税制措置など強化

政府は、令和3年12月下旬、令和4年度税制改正の大綱を閣議決定しました。令和4年度の税制改正の項目には、企業における年末調整に直接大きな影響を及ぼすような改正は含まれていませんが、主に法人課税について、所得拡大促進税制の延長・拡充など、企業を支援するため税制改正が盛り込まれています。

日本商工会議所からは、その内容を中小企業向けに分かりやすくとりまとめた「令和4年度税制改正のポイント」が公表されています。いくつか抜粋して紹介します。

.....令和4年度税制改正(大綱)のポイント/日本商工会議所の資料から抜粋.....

コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置 より

交際費課税特例の延長（2年）

- ▶ 中小法人は①交際費等（※）を800万円まで全額損金算入、②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用
- ※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出が該当
- ※大法人（資本金100億円超の法人は対象外）は②のみ適用可



ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置 より

中小企業向け所得拡大促進税制の延長（1年）・拡充

- ▶ 適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長
- ▶ 現行制度（給与等支給総額が対前年比1.5%以上増で増加額の15%を税額控除）を維持し、
 - ・給与等支給総額が対前年比2.5%以上増で増加額の30%を税額控除
 - ・教育訓練費が対前年比10%以上増で増加額の10%を税額控除（上乗せ）を措置（最大40%の税額控除）※控除上限は法人税額の20%

従業員の所得拡大や教育訓練による積極的な人材投資を後押し

- ...給与等支給総額が対前年比1.5%以上増加の場合
- ...給与等支給総額が対前年比2.5%以上増加の場合
- ...教育訓練費が対前年比10%以上増加の場合



おしらせ

きりん事務所のご報告です。今年は新たに1名、給与計算実務検定1級に、2名が2級に合格することが出来ました。私も今年は運行管理者試験にトライして、合格することが出来ました。法改正やコロナの特例措置など、労務管理の変化が目まぐるしい世の中になりましたが、企業の発展は人材の成長無くしては成しえないことですので、しっかり向き合っていきたいと思えます。



社員教育を支援する助成金～人材育成支援助成金～

新入社員のOJTとOFF-JTを組合せたカリキュラムの認定を受け、受講料や訓練期間中の賃金を対象とする助成金があります。今回きりん事務所では、私が講師となるOFFJTが計画通りに実施できなかったため、支給申請はしませんでした。教育計画を立てる効果は、助成金を貰うよりも大きな価値があります。社員教育をご検討の際はご相談下さい。

◆偉人の名言◆◆◆出光の仕事は金儲けにあらず、人間を作ること、経営の原点は『人間尊重』です。

世の中の中心は人間ですよ、金や物じゃない。◆◆◆

創業当時、多くの創業者は「どうやって稼ぐか」を考えているのではないのでしょうか。でも、大多数の創業者が、途中でこの言葉と同じことに気付くのではないかと思います。

今月の偉人の名言は、出光興産創業者 出光佐三氏でした。